

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

証拠申出書

令和2年1月22日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 荒井 紀 充



同 本 田 圭



同 須 藤 希 祥



同 小 林 菜 摘



貴庁標記事件について、被告は、以下のとおり証拠の申出をする。なお、略語の使用は、特に断らない限り、従前の書面の例による。

第1 人証の表示

〒983-0001 仙台市宮城野区港一丁目4番1号

仙台パワーステーション株式会社

代表取締役社長 砥山 浩司 (同行・尋問時間20分)

第2 証明すべき事実

- 1 仙台P Sの設置の経緯
- 2 仙台P Sが、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の排出を抑制し環境への影響を低減するための設備を採用していること
- 3 仙台P Sが排出基準及び公害防止協定の基準を遵守しており、仙台P Sからの排出物質がこれらの基準を超過していないこと
- 4 被告が周辺住民に対し誠実かつ適切に対応してきたこと

第3 尋問事項

- 1 被告及び仙台P Sの概要
- 2 仙台P S設置の経緯
- 3 仙台P Sの発電設備及び環境への取組み
- 4 仙台P Sが発電した電力の供給先
- 5 被告の周辺住民への対応
- 6 その他本件に関連する一切の事項

以上

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 木伏研一 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第6 証拠説明書

令和2年1月22日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

被告訴訟代理人

弁護士

荒 井

紀

充



同

本 田

圭



同

須 藤

希

祥



同

小 林

菜

摘



号証	標目（原本・写しの別）		作成日時	作成者	立証趣旨
乙25	陳述書	原本	2020年 1月22日	被告代表取締役 社長 砥山浩司	①仙台PSの設置の経緯、 ②仙台PSが、二酸化炭素、窒素 酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等 の排出を抑制し環境への影響を 低減するための設備を採用して いること、 ③仙台PSが排出基準及び公害 防止協定の基準を遵守しており、 仙台PSからの排出物質がこれ らの基準を超過していないこと、 ④被告が周辺住民に対し誠実か つ適切に対応してきたこと、 ⑤その他、本件に関する一切の事 情。

以上

陳述書

令和2年1月22日

仙台地方裁判所第2民事部合3イ係 御中

仙台市宮城野区港一丁目4番1号
仙台パワーステーション株式会社
代表取締役社長

砥山 浩司

砥山 浩司



私は、本件訴訟（貴庁平成29年（ワ）第1175号石炭火力発電所運転差止請求事件）の被告である仙台パワーステーション株式会社（以下「当社」といいます。）において、代表取締役社長を務めています。本件訴訟で、原告らは、当社の運営する石炭火力発電所である仙台パワーステーション（以下「仙台PS」といいます。）の運転により、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険を生じさせるなどとして、その差止めを求めています。これまでに被告が提出した準備書面にも記載したとおり、原告らの主張に何ら理由がないことは明らかです。本陳述書においては、当社の代表取締役としての立場から、当社及び仙台PSの概要や環境への取組み等について述べ、原告らが2019年11月28日付け証拠申出書において私に対する尋問事項として挙げている点にも触れつつ、原告らの請求がいかにかに失当なものであるかを明らかにします。

1 当社の概要

当社は、石炭火力発電設備による発電事業及びその管理運営、電力の販売等を業とする株式会社であり、エネクス電力株式会社（以下「エネクス電力」といいます。）及び株式会社関電エネルギーソリューション（以下「関電エネルギーソリューション」といいます。）から50%ずつの出資を受けて、平成26年9月11日に設立されました。設立当初は本社を東京都港区に置いていましたが、発電所の建屋の完成をもって本社を仙台市の仙台PSに移しました。当社の資本金は1億円、現在の従業員数は9名です。

私は、関電エネルギーソリューションの取締役・執行役員であり、当社が設立されたのと同時に、その取締役に就任しました。その後、平成29年11月に当社の代表取締役に就任し、現在までこれを務めています。なお、当社における私の勤務は、一貫して非常勤の形となっております。

2 仙台PSの概要及び環境への取組み

仙台PSは、平成29年10月に運転を開始した出力11万2000kWの石炭火力発電所です。その敷地面積は約12.5万㎡であり、港湾設備等の整った仙台港に面しています。現在、仙台PSでは、当社の従業員が9名、このほか、協力会社の従業員等が15ないし20名勤務しています。

以下では、仙台PSの設置の経緯や、そこで利用されている設備、環境への取組み等について述べます。

（1）仙台PSの設置の経緯

ア 我が国は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、エネルギー政策の大規模な調整を強いられる事態に直面しました。すなわち、東日本大震災以降、我が国では、原子力発電所への依存度を可能な限り低減することを基本的な方向性としつつも、他方で、原子力発電所の停止に伴って大きく低下したエネルギー自給率を改善し、電力の安定的供給が確保される多層化・多様化した需給構造を実現することが重要な課題の一つとされており、そのための施策も進められているところです。また、平成28年4月からは、電力システム改革の一環である改正電気事業法の施行に伴い、電気の小売業への参入が全面的に自由化されるなど、近年、電力事業を巡る状況は大きく変化しています。

エネクス電力及び関電エネルギーソリューションは、このような状況や将来の電力事業を取り巻く環境の見通し等を踏まえて、より広範囲への長期間に亘る安定的な電力供給を実現すべく、それぞれが、発電所の開発の検討を行っていました。そして、両社の模索する事業の方向性が共通していたことから、平成26年3月に、仙台港の土地を発電所の候補用地として選定し、両社が共同して石炭火力発電所の開発を進めることとして、同年9月に当社を設立しました。これは、仙台港には石炭を燃料とした火力発電所の開発に必要なスペースがあり、かつ、港湾設備等のインフラが整っているなど、石炭火力発電所による発電事業の実施に適していると考えられたためです。なお、石炭は、平成26年4月に示されたエネルギー基本計画（乙3）においても、安定供給性や経済性に優れた重要なベースロード電源の燃料として再評価されていると述べられています。また、平成27年7月に示された長期エネルギー需給見通し（乙1）に示された2030（令和12）年度の電源構成の見通しにおいても、石炭はその26%程度を占めるものと見込まれています。

イ 仙台PSの出力規模・設備規模の決定に当たっては、その設置資金を調達するエネクス電力及び関電エネルギーソリューション並びに電力の売却先の事業規模、営業計画、発電所用地の状況、送電線の容量等の様々な要因を総合的に考慮しました。その上で、仙台PSにおいて必要となる出力及び設備の規模に鑑み、プラントメーカーの標準的なラインナップである出力11万2000kWのプラントを採用することになりました。

なお、環境影響評価法の下では、一定の要件を満たす対象事業（同法の定める「第一種事業」及び一部の「第二種事業」）について環境影響評価（環境アセスメント）の実施が義務付けられていますが、仙台PSの設置について

は、選択したプラントの出力規模が11万2000kWであること等に照らして、同法の定める対象事業には当たりませんでしたので、同法の定める手続に従った環境影響評価（環境アセスメント）は実施していません。上記のとおり、当社は、事業規模や用地の状況、送電線容量等を総合考慮の上、必要となる出力及び設備の規模に鑑み、プラントメーカーの標準的なラインナップである出力11万2000kWのプラントを採用したにすぎず、その設置・運営に当たって、法律や条例等において求められる手続は適正に行ってきました。環境影響評価法上の環境影響評価（環境アセスメント）については、同法の定める対象事業に該当しないために実施しなかったにすぎません。

また、当社は、仙台PSの周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結するに当たり、環境影響評価法上の環境影響評価（環境アセスメント）の実施に当たって参照される「発電所に係る環境影響評価の手引」に記載されたものと同様の手法を用いた自主的な環境影響評価（シミュレーション）を行い、仙台PSの運転開始によって、周辺の大気環境に有意な差が見られるような変化は生じないことを確認しました。本件訴訟との関係では、既に仙台PSは現実に運転を開始しており、仙台PSの運転が実際の大気環境に与える影響を把握することができるため、運転開始前の環境影響評価（シミュレーション）の結果を開示する必要はありませんが、原告らが、当社があたかも仙台PSの運転により環境に与える影響を顧みずにこれを設置したかのように主張しているのが誤りであることは、裁判所にもご理解いただきたいと思います。

(2) 仙台PSの発電設備

ア 仙台PSにおいて、発電に用いられている主要な設備の概要は、以下のとおりです。

項目		概要
ボイラ	種類	単胴強制循環型
	蒸発量	355 t/h
タービン	種類	再熱復水型
	出力	11.2万kW（発電端）

発電機	種類	円筒回転界磁型
	容量	124,445 kVA
石炭貯槽	種類	屋内式貯炭
	容量	4,000 m ³ ×2基
冷却塔	種類	強制通風吸引型
	容量	19,500 m ³ /h

仙台PSにおける発電設備には、亜臨界圧発電技術¹が採用されています。この技術は、経済産業省及び環境省が公表している「BATの参考表【平成29年2月時点】」（乙23）において、20万kW級の微粉炭火力発電に関し、「経済性・信頼性において問題なく商用プラントとして既に運転開始をしている最新鋭の発電技術」に該当するものとされていますし、この規模の石炭火力発電所に用いられる技術としては、最も一般的でありかつ発電効率も高いものと理解しています。

イ また、仙台PSでは、燃料となる石炭についても、「BATの参考表【平成29年2月時点】」（乙23）に言及のある「瀝青炭」を使用しています。この点について、原告らは、「褐炭のような、より低品位かつ低価格な石炭が使われる可能性がある」としていますが（訴状5頁）、これは原告らの憶測にすぎず、そのような石炭は使用しておりません。また、発電に使用する石炭を選択するに当たっては、事前に試運転を行った上で、発電に使用するに当たって期待する性能が備わっており、かつ、環境への影響も含めて問題がないことを確認することとしています。なお、仙台PSで使用している石炭の更に詳細な性状、種類及び原産地等は、当社の営業秘密であるため開示することはできませんし、仮に本人尋問で尋ねられたとしても、回答することはできません。

（3）環境への取組み

ア 仙台PSでは、その排出物等が環境に与える影響を低減するため、様々な

¹ 火力発電においては、ボイラで水を熱して発生した蒸気を用いてタービン発電機を回すことによって発電を行うところ、その蒸気の圧力が2.1MPa（水の臨界圧力）未満のものを亜臨界圧発電技術といいます。

設備を設けて運転しています。

大気汚染の防止との関係で、まず、二酸化炭素については、前述のとおり、仙台P Sで採用されている亜臨界圧発電技術は、その規模の石炭火力発電所において用いられる技術としては発電効率の高いものです。次に、窒素酸化物については、ボイラに低NO_xバーナーや二段燃焼方式を採用することにより、窒素酸化物の発生自体を抑制していますし、排ガスに含まれる有害物質を除去するための設備として、排煙脱硝装置(乾式アンモニア接触還元法)²を設けています。さらに、ばいじんや硫黄酸化物については、電気式集じん装置³及び排煙脱硫装置(湿式石灰石こう法)⁴を設置しています。

これらの設備により、二酸化炭素、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等の排出を抑制し、環境に与える影響を低減しています。これらの設備は、仙台P Sの設計当時、既に稼働しており、又は稼働が確定しているプラントにおいて一般的に用いられている技術を参照し、当社が運用可能であり、かつ高い信頼性を確保することができると考えたものを採用しました。

イ 当社は、宮城県や仙台市をはじめとする周辺自治体との間で、大気汚染防止法の定める排出基準よりも更に厳しい基準を設定した公害防止協定を締結しており(乙7)、上記各設備の設置により、仙台P Sからの実際の有害物質の排出量や排出濃度は、同協定上の基準を遵守しています(乙8の1~8)。

なお、この公害防止協定で設定された排出濃度等の基準は、仙台P Sの設計当時締結されていた他の事業者についての公害防止協定で設定された基準と同水準のものです。

また、本件訴訟において原告らが問題としているPM_{2.5}やNO₂等の物質については、宮城県議会の環境生活農林水産委員会において、宮城県環境生活部長から、「県としての測定に関することですが、定点で測定する場所がないので、現時点では移動測定車を用いて、営業開始前からシーズンごとにはかっております。(中略)我々としては、シーズンごとにしっかりと測定をして、操業前の状況と変化があるのかどうか、それは見定めていくことにしております。現在のところ、これまで長年観測してきた季節変動等を見ても、その範囲内におさまっている状況でございます。住民の方々や委員の方々

² ボイラからの排ガスを触媒に通し、アンモニアと反応させることにより、排ガス中の窒素酸化物を無害な窒素ガスと水に分解する装置です。

³ 排煙脱硝装置で処理した排ガスから、高圧の電気を流した放電極と集じん極の二つの電極によりばいじんを吸い寄せて除去する装置です。

⁴ 電気式集じん装置で処理した排ガスを石灰水スラリー(石灰石を水に混ぜたもの)に接触させて硫黄酸化物を吸収除去し、更に空気中の酸素により石膏とする装置です。

は御心配になっているかとは思いますが、現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に比しても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識しております。」(乙11)との答弁があったものと承知しています。また、仙台市のウェブサイトにも上記答弁と同趣旨の記述がされていると承知しています(乙10の13)。

(4) 発電した電力の売却先

当社は、仙台PSにおいて発電された電力を、伊藤忠エネクス株式会社及び関電エネルギーソリューションに対して販売しています。同二社の電力の供給先については、当社としては関知する立場にありませんし、その供給先は、そもそも本件訴訟の帰趨とは何ら関係がありません。

なお、私は関電エネルギーソリューションの取締役・執行役員も務めておりますが、同社の電力の供給先につきましては、関電エネルギーソリューションの営業秘密であり、かつ、そのような情報は関電エネルギーソリューションと電力供給先との間の契約上の守秘義務の対象に該当しますので、開示することはできませんし、仮に本人尋問で尋ねられたとしても、回答することはできません。

3 周辺住民の方々への対応

当社は、仙台PSの運転開始に先立ち、周辺住民の方々の不安や心配を解消し、ご理解を得るために、書面によるご質問を受け付け、これに対して誠意をもって回答するなどの対応を行っております。また、仙台市、多賀城市及び七ヶ浜町等において説明会も開催しました。

さらに、仙台PS稼働開始後は、公害防止協定に従い、環境負荷測定を行った上で、その結果を関係自治体に定期的に報告するとともに、当社ウェブサイトにおいてその結果を公表しております。また、当社ウェブサイトにおいて問い合わせフォームを設け、そこからお問い合わせいただいた内容に対し誠意をもって回答しております。

このように、当社としては、仙台PSの運転開始前後を通して、周辺住民の方々に対し、誠実かつ適切に対応してきたと理解しております。

4 おわりに

以上に述べたとおり、当社は、仙台PSを運転するに当たり、必要な手続は行

っており、また、周辺住民の方々のご理解を深めるように努めてまいりました。そして、仙台P Sの運転により排出される物質の量・濃度については、排出基準や、それよりも厳しい公害防止協定の基準を遵守していますし、周辺地域において宮城県や仙台市が測定した実測値を見ても、仙台P Sに起因して有意な上昇が測定されたということはありません。したがって、現状を踏まえれば、仙台P Sの運転により、原告らの将来の身体・生命に対する具体的な危険を生じさせるという主張を支える根拠は何ら存在しないのであり、当社に対する請求は理由がないものといわざるを得ません。そうである以上、被告である当社の代表取締役としては、裁判所におかれて、原告らの請求を棄却する判決を速やかに出してくださいますようお願い申し上げます。

以上